

議案第 6 号

高根沢町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について

高根沢町情報公開及び個人情報保護審査会条例を、別紙のように定める。

令和 5 年 3 月 2 日

高 根 沢 町 長 加 藤 公 博

高根沢町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定の概要について

1 制定理由

高根沢町個人情報保護法施行条例（以下「新条例」という。）の制定により、現行の高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成 10 年高根沢町条例第 1 号。以下「旧条例」という。）が廃止となりますが、旧条例第 29 条に規定する高根沢町情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の機能は残置する必要があることから、新たに審査会を設置するため、高根沢町情報公開及び個人情報保護審査会条例を制定しようとするものです。

2 制定内容

（１）審査会の所掌事務（第 2 条）

情報公開請求等に係る審査請求についての調査審議や、専門的な知見に基づく意見を述べること等、審査会が取り扱う事務について定めます。

（２）審査会の委員（第 3 条）

審査会の委員の人数、選任要件、任期、罷免要件、守秘義務及び政治的行為の制限について定めます。

（３）罰則規定（第 5 条）

第 3 条第 5 項に規定する守秘義務に違反した場合の罰則について定めます。

（４）経過措置（附則第 2 項）

新条例の施行日前に審査会の委員として委嘱されていた者は、新条例の施行日において審査会の委員に委嘱されたものとみなします。また、当該委員の任期は令和 6 年 3 月 31 日までとします。

3 施行日

令和 5（2023）年 4 月 1 日

高根沢町条例第 号

高根沢町情報公開及び個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 高根沢町情報公開条例(令和5年高根沢町条例第 号)に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、高根沢町個人情報保護法施行条例(令和5年高根沢町条例第 号)及び高根沢町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年高根沢町条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。)に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、高根沢町情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高根沢町情報公開条例第18条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 高根沢町個人情報保護法施行条例第9条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (4) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定による諮問に応じ意見を述べること。
- (5) 議会個人情報保護条例第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (6) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (7) 高根沢町公文書管理条例(平成29年高根沢町条例第25号)第17条第3項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(委員)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織し、公文書及び特定歴史公文書並びに情報公開制度並びに個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 町長は、委員が心身の故障のため職務が遂行できないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第5条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に高根沢町個人情報保護法施行条例附則第2条の規定による廃止前の高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成10年高根沢町条例第1号)第29条第2項の規定により高根沢町情報公開及び個人情報保護審査会の委員に委嘱されていた者は、同日において、第3条第1項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。